

規制改革推進に関する第 1 次答申 ～明日への扉を開く～

(平成 29 年 5 月 23 日規制改革推進会議) (抜粋)

4. 投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

今期、投資等分野においては、「税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化」、「官民データ活用」、「IT 時代の遠隔診療・遠隔教育」、「日影規制の見直し」、「電波周波数の調整・共用」の 5 つの柱について、下記①～⑤のとおり取り組んだ。

③ IT 時代の遠隔診療・遠隔教育

ICT の発達によって、医療や教育の分野で、地理的・時間的な制約などを超えて、質の高いサービスを受けることが可能になった。しかし、従来型の「対面」を前提とした規制によって、ICT 活用が阻まれることが少なくない。

以上を踏まえ、これまでの規制改革の成果を検証しつつ、残された課題を洗い出すべく検討を行った。

(2) 具体的な規制改革項目

④ IT 時代の遠隔教育

ア 遠隔教育の本格的推進のための施策方針

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度上期結論・措置】

現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能であり、特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものであるとの指摘がある。

したがって、遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。

イ 免許外教科担任の縮小に向けた方策

【a:平成 29 年度以降継続的に実施、

b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員に代わりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として定められた制度だが（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 2 項）、60 年以上維持され、現在も多くの中学校・高等学校で活用されている（平成 27 年度に中学校で 7,171 件、高等学校で 3,680 件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、放置すべきでないと考えられる。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。
- b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。

ウ 高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

【平成 29 年度検討・結論・措置】

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（第 35 条第 2 項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっていると考えられる。

したがって、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。

エ 情報セキュリティポリシーの策定

【平成 29 年度上期検討・結論・措置】

平成 27 年 4 月より、全日制・定時制高等学校で「同時双方向型の遠隔授業」が実施できるようになったが、教育に関する情報セキュリティポリシーが整備されていないため、学習系システム（学習用教材等を扱うシステム）は、校務系システム（名簿・成績等を扱うシステム）に求められるものと同程度の過度なセキュリティが求められることでコストが膨大にかかり、遠隔授業普及の妨げとなっていると考えられる。

したがって、学習系システムには児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえて ICT を活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋）

5. 投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

I C Tの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT 時代の遠隔診療④IT 時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2) 個別実施事項

④IT 時代の遠隔教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論・措置	文部科学省